

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	中土佐町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.nakatosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=416

執行機関名 中土佐町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号。以下「町営住宅条例」という。)に定める町営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 4の項 中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号。以下「町営住宅条例」という。)に定める町営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)第7条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	(改良住宅の入居者資格) 第7条 改良住宅に入居することができる者は、前条第1項(第4号を除く。)の規定にかかわらず、小集要綱第13条に該当する者でなければならない。ただし、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該改良住宅への入居者資格は、前条の規定を適用する者とする。

⑦独自利用事務の関連規範		中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例
--------------	--	----------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)第14条第1項
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の <u>決定に関する事務</u>	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)による町営住宅の家賃の <u>決定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)第14条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第166号)第7条ただし書き
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報